旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 24 年２月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

①布瀬勝明（ＴＬＳツベツレジャーサービス）　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３―487号　④布瀬勝明（ＴＬＳツベツレジャーサービス）　北海道網走郡津別町字共和21番地13　布瀬勝明　⑤本社営業所　北海道網走郡津別町字共和21番地13　⑥平成17年10月４日　⑧平成24年１月５日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫北海道網走郡津別町字共和21番地13　布瀬勝明（ＴＬＳツベツレジャーサービス）　布瀬勝明

Ｂ　①武州観光株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3197号　④武州観光株式会社　東京都国分寺市西恋ヶ窪一丁目45番地19　代表取締役　馬場文彦　⑤本社営業所　東京都国分寺市西恋ヶ窪一丁目45番地19　⑥平成４年６月２日　⑧平成23年12月28日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都国分寺市西恋ヶ窪一丁目45番地19　武州観光株式会社　代表取締役　馬場文彦

Ｂ　①トラベルハウス株式会社（ハウスツアー）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6329号　④トラベルハウス株式会社　東京都新宿区戸山二丁目25番112号　代表取締役　髙橋隆　⑤本社営業所　東京都新宿区戸山二丁目25番112号　⑥平成22年６月22日　⑧平成23年12月26日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区戸山二丁目25番112号　トラベルハウス株式会社　代表取締役　髙橋隆

Ｂ　①株式会社ＪＴＶ　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３―910号　④株式会社ＪＴＶ　横浜市栄区上之町２番１号　代表取締役　熊澤淳也　⑤本社営業所　横浜市栄区上之町２番１号　⑥平成20年１月７日　⑧平成24年１月12日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫横浜市栄区上之町２番１号　株式会社ＪＴＶ　代表取締役　熊澤淳也

Ｂ　①株式会社オフィスアステップ（アステップツアー）　②第３種旅行業　③三重県知事登録旅行業第３―304号　④株式会社オフィスアステップ　三重県桑名市蓮見町41番地１　ポレスターガーデンシティ桑名701号室内　代表取締役　久保和文　⑤アステップツアー　三重県桑名市八間通39番地　⑥平成18年１月17日　⑧平成23年12月31日　⑩300万円　⑪三重県知事　⑫三重県員弁郡東員町六把野新田130―５　株式会社ネオアライブ　代表取締役　久保和文

Ｂ　①株式会社旅王　②第３種旅行業　③奈良県知事登録旅行業第３―189号　④株式会社旅王　大阪市天王寺区国分町２―18　代表取締役　小田原惇　⑤奈良営業所　奈良市大安寺１丁目19番15号　⑥平成７年６月28日　⑧平成24年１月31日　⑩300万円　⑪奈良県知事　⑫大阪市天王寺区国分町２―18　株式会社旅王　代表取締役　小田原惇

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 24 年２月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①利根ツーリスト　②第２種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第２―623号　④堀越富子　香取市岩部875番地23　⑤本社営業所　香取市岩部875番地23　⑥平成11年３月31日　⑦平成23年12月20日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①小豆島バス株式会社　②第２種旅行業　③香川県知事登録旅行業第２―122号　④小豆島バス株式会社　小豆郡土庄町甲5978番地の28　代表取締役　中山孝　⑤本社営業所　小豆郡土庄町甲5978番地の28　⑥昭和50年７月30日　⑦平成23年12月31日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①ゴールデン観光株式会社　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３―103号　④ゴールデン観光株式会社　札幌市北区北七条西五丁目６番地　代表取締役　佐藤和恵　⑤本社営業所　札幌市北区北七条西五丁目６番地　⑥昭和50年９月22日　⑦平成24年１月５日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社グリーントラベル清水　②第２種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第２―333号　④株式会社グリーントラベル清水　静岡市清水区由比東山寺1264番地の１　代表取締役　深澤敬宜　⑤本社営業所　静岡市清水区由比東山寺1264番地の１　⑥平成３年６月28日　⑦平成23年12月28日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①氷見海岸ツーリスト　②第２種旅行業　③富山県知事登録旅行業第２―174号　④森下美樹子　氷見市中波432番地２　⑤本社営業所　氷見市中波432番地２　⑥平成４年３月10日　⑦平成23年12月28日　⑧220万円　⑨1100万円